

## 社会福祉法人 げんきの家 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人げんきの家の役員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、評議員、理事、監事および評議員選任・解任委員をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 本法人の役員には、報酬の支給は行わないが、実費弁償費を支払うことができる。  
2 交通費の支給は交通費規程のとおりとする。

### (出張旅費)

第4条 本法人の役員が、法人業務のため出張する場合は、実費弁償費を支給することができる。

2 旅費の支給は職員旅費規程に準ずる。

3 宿泊費等業務遂行に必要な経費は、原則として職員旅費規程に準ずる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

### (適用除外)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

### (改廃)

第6条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

第7条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

この規程は、平成29年9月1日より施行する。